

二国間セーフガードと一般セーフガードとの比較

	二国間セーフガード (日墨協定、関税暫定措置法等)	一般セーフガード (WTO協定、関税定率法等)
発動要件	日墨協定に基づく関税の撤廃・引下げによる、メキシコ産品の輸入の絶対的増加により、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で国民経済上緊急に必要があると認められるとき	予見されなかった事情の変化による、輸入の相対的又は絶対的増加により、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で国民経済上緊急に必要があると認められるとき
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税の段階的引下げの停止 ・ 発動時におけるMFN(最恵国)税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引上げ 	関税の引上げ又は輸入数量制限
発動期間	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	当初4年以内、延長4年の計8年以内
代償措置	実質的に等価値の関税措置(国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮)	実質的に等価値の関税措置(国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮)
対抗措置	実質的に等価値の関税措置(国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮)	実質的に等価値の関税措置(国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮)
調査手続	調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は原則1年、例外的に最長18ヶ月	調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は原則1年、例外的に延長可能
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げが可能
還付	暫定措置発動後、本措置が発動されなかった場合等に、暫定措置により課された関税及びそれに係る消費税を還付	暫定措置発動後、本措置が発動されなかった場合等に、暫定措置により課された関税及びそれに係る消費税を還付
再発動制限	既発動産品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止(但し最低1年は発動不可)	既発動産品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止(但し最低2年は発動不可)